

令和7年12月2日から

組合員証・組合員被扶養者証は利用できなくなります

令和6年12月2日で組合員証・組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」という。）の新規発行・再交付が終了となり、マイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）での受診を基本とした仕組みとなっています。

令和7年12月1日には組合員証等は有効期限を迎え、以降は利用できなくなります※。
これに伴い、医療機関等の窓口での手続きが変わりますので、ご注意ください。

※ 組合員証等は今回に限り回収を行いませんので、ご自身で適切に破棄等の対応をお願いします。

＼令和7年12月2日からの受診のイメージ／

	マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
12/1 まで	組合員証等 又は マイナ保険証	組合員証等 又は 資格確認書
12/2 から	医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認！ カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。	資格確認書 従前と同じく医療機関等の窓口で提示
+		
	高齢受給者証 70～74歳の方が受診するとき ※1 交付にあたっては申請が必要	特定疾病療養受療証※1 特定疾病の方が受診するとき 標準負担額減額認定証※1 医療費が自己負担限度額を超えるとき（住民税非課税者等） 限度額適用認定証※2 医療費が自己負担限度額を超えるとき
	※1 交付にあたっては申請が必要 ※2 マイナ保険証をお持ちの方は提示不要のため当証の交付はなし	

【要配慮者の資格確認書の交付について】

次の場合は、マイナ保険証をお持ちの場合であっても、個別の状況に応じて要配慮者として資格確認書の申請交付の対象となります。希望される方は、勤務先を通じて「資格確認書（再）交付申請書」をご提出ください。

- ・ 要介護の高齢者や障害をお持ちの方など、マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な場合
- ・ 児童養護施設等に入所等をしている児童等がマイナ保険証での受診が困難な場合
（児童福祉法第22条第1項に規定する助産施設における助産の実施、第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに第33条第1項に規定する一時保護など）

～裏面もご覧ください～

マイナ保険証の利用登録について

マイナ保険証を利用すると次のようなメリットがあります。利用登録は医療機関等の受付窓口設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録について案内されます。

医療機関等に行く機会が少ない方は、マイナポータルやセブン銀行のATMでの事前登録も可能です。



マイナ保険証はこんなに便利！

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。



よくある質問にお答えします



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落したり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



マイナ保険証の利用登録をしているかマイナポータルにて確認できます

マイナ保険証の利用登録状況の確認方法



1

・スマートフォン
・マイナンバーカード
を用意します



2

「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3

「健康保険証」を押します

4

「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況をご確認ください

「未登録」の方は、画面に表示される「登録」をタップするとその場で登録完了できます！



あわせて確認！電子証明書の有効期限

- ・マイナンバーカードには、「ログインした者が、あなたであること」を証明するための電子証明書が搭載されています。
- ・電子証明書には、有効期限が設定されています(確認方法は右図参照)。有効期限通知書がお手元に届きましたら、お早めに更新をお願いします。
- ・なお、電子証明書の有効期限切れから3カ月間※は、引き続きマイナ保険証で受診できます。ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。
※ 有効期限満了日が属する月の末日から3カ月間

